

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和6年12月10日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ラ・ムー大津瀬田店 大津市栗林町1

2 意見の概要 大津市からの意見

- (1) 令和4年4月1日に施行された大津市交通安全条例（令和3年大津市条例第59号）第7条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めている。特に、敷地出入り口について、見通しの確保に配慮すること。
- (2) 事業内容について地元の学区自治連合会および近隣の自治会長に説明し、当該自治会等の要望に真摯かつ適切に対応するとともに、説明結果を自治協働課へ報告すること。
- (3) 青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
- (4) 工事等に伴う騒音、振動および粉塵の発生防止ならびに汚濁水の流出防止対策について、事前配慮計画書に基づき万全を期すこと。
- (5) 騒音規制法（昭和43年法律第98条）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年大津市条例第27号）に規定する特定建設業を行う場合は、必ず大津市の届出手引き等（大津市HPに記載あり）を確認し、遺漏なく各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
- (6) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること
- (7) 周辺住民に対して工事内容の周知を図るとともに、住民から説明を求められた場合は、工事内容等に理解を得られるよう十分に説明すること。
- (8) 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の環境法令に定める特定施設等に該当する可能性があるため、環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
- (9) 廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
- (10) ごみの減量、再資源化に努めること。
- (11) 大津市廃棄物の処理および再利用の促進ならびに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること。（カタログ等添付要）また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
- (12) 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理および再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）第16条の保管基準を遵守すること。
- (13) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (14) 大津市廃棄物の処理および再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書を提出すること。
- (15) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例（平成20年大津市条例第53号）等による許可もしくは通知が必要となるため、事前に都市計画部都市計画課と協議を行うこと。
- (16) 大津市建築基準条例（平成12年大津市条例第11号）に留意して建築物の計画を行うこと。
- (17) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）第12条に基づく特定施設の新築の内容を届出済であるが、条例に適合していない部分について、今後、解消すること。
- (18) 「大津市開発事業の手続および基準に関する条例」、「大津市開発許可制度に関する基準」および都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく開発許可（令和6年4月26日付け大津市指令都開第R0603号）の内容、ならびにその許可条件を遵守すること。
- (19) 当該申請地付近の道路は、瀬田東小学校、瀬田北中学校の通学路および校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明および要件協議書への説明経過報告書の添付をされたい。さらに、該当校への説明は、工期・工事用車両の進入経路と出入りの時間帯等が具体化された段階においても行うとともに、該当校と必要な協議を行うこと。該当校においては、その協議結果に基づき、通学路の変更や保護者・スクールガード等との情報共有を適宜行う必要が生じる可能性もあることから、着工前のできるだけ早い段階で説明および協議を行うこと。また、完工後も駐車場に出入りする際は、児童生徒等の歩行者に注意するよう搬入業者等に説明するとともに、道路の見通しや歩行者の横断時の安全が確保されるようミラーや注意を促す設備等の設置などの整備をお願いする。なお、事業者に伴い発生した問題は事業者において解決すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和6年12月10日から令和7年1月10日まで